

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
小城市	小城市	(1) 晴田線	桜楽館	中村停留所	桜楽館	循環 16.2km .km	240日	720.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの佐賀唐津線と「小城停留所(小城バスセンターバス停)」にて接続	③
	小城市	(2) 岩松線	桜楽館	横町停留所	桜楽館	循環 15.4km .km	240日	480.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの佐賀唐津線と「小城停留所(小城バスセンターバス停)」にて接続	③
	小城市	(3) 三里線	桜楽館	アイル	桜楽館	循環 19.5km .km	240日	672.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの佐賀唐津線と「小城停留所(小城バスセンターバス停)」にて接続	③
	小城市	(4) 三日月線	ゆめりあ	小城駅	ゆめりあ	循環 33.7km .km	240日	720.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの佐賀唐津線と「大寺停留所(ゆめりあバス停)」にて接続	③
	小城市	(5) 三日月小学校線	ゆめりあ	三日月小学校	ゆめりあ	循環 10.2km .km	240日	240.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの佐賀唐津線と「大寺停留所(ゆめりあバス停)」にて接続	③
	小城市	(6) 勝・柿樋瀬線(右回り)	アイル	乙柳公民館	アイル	循環 13.5km .km	240日	386.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である祐徳バスの佐賀線・武雄線と「牛津駅前停留所(牛津バス停)」にて接続	③
	小城市	(7) 勝・柿樋瀬線(左回り)	アイル	乙柳公民館	アイル	循環 13.5km .km	240日	240.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である祐徳バスの佐賀線・武雄線と「牛津駅前停留所(牛津バス停)」にて接続	③
	小城市	(8) 砥川線	アイル	永田公民館	アイル	循環 15.4km .km	240日	720.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である祐徳バスの佐賀線・武雄線と「牛津駅前停留所(牛津バス停)」にて接続	③
	小城市	(9) 天満町・芦刈町線	アイル	あしぱる前	アイル	循環 14.6km .km	240日	720.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である祐徳バスの佐賀線・武雄線と「牛津駅前停留所(牛津バス停)」にて接続	③
	小城市	(10) 広域線(右回り)	アイル	桜楽館	アイル	循環 29.9km .km	240日	720.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの佐賀唐津線と「小城停留所(小城バスセンターバス停)」にて接続/補助対象地域間幹線系統である祐徳バスの佐賀線・武雄線と「牛津駅前停留所(牛津バス停)」にて接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画運 行日数	計画運 行回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件(別 表7・9)	補助対象地域間幹線系統 等と接続の確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
小城市	小城市	(11) 広域線(左回り)	アイル	桜楽館	アイル	循環 29.2km .km	240日	1,200.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの佐賀唐津線と「小城停留所(小城バスセンターバス停)」にて接続/補助対象地域間幹線系統である祐徳バスの佐賀線・武雄線と「牛津駅前停留所(牛津駅バス停)」にて接続	③
	小城タクシー株式会社	(12) あしま～る線	社搦	牛王(芦刈 庁舎)	牛津駅	往 22.km 復 22.2km	240日	720.0回			路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である祐徳バスの佐賀線・武雄線と「牛津駅前停留所(牛津駅バス停)」にて接続	③
	小城タクシー株式会社	(13) やまびこ線	川内	横町停留 所	桜楽館	往 16.2km 復 16.2km	50日	50.0回			路線不定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの佐賀唐津線と「小城停留所(小城バスセンターバス停)」にて接続	③
	小城タクシー株式会社	(14) 江里山・石体線	石体	横町停留 所	桜楽館	往 10.7km 復 10.7km	50日	50.0回			路線不定期	①	補助対象地域間幹線系統である昭和バスの佐賀唐津線と「小城停留所(小城バスセンターバス停)」にて接続	③
						.km								
						.km								
						.km								
						.km								
						.km								
					.km									

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。